上村控訴審、第一回公判

控訴棄却の判決を

三井鉱山 組合

原判決の取り消しを

広く注目されている上村控訴審（正しくは九・二八遺族損害賠償請求事件）は、十一日午前十時から福岡高裁でいよいよその第一回公判を開廷。この裁判も、この日をもって具体的にスタートした。

裁判長は中池利男判事。

原告側代理人弁護士は、佐伯静治弁護士ほかすべて、これまで本件裁判（第一審）を担当してきた人びと。

もちろん原告は、昭和四十二年九月二十八日に三川鉱で発生した坑内火災のために犠牲にされた人びと七人のなかの一人――上村孝知さん（この人だけ三池労組員）の遺族の上村京子さん（妻）ら三人。

本件が第一審で判決（今年の三月一日）原告の全面勝利となったものであることは周知のことで、被告の三井鉱山はその災害責任について幾らかでも反省するところがあったならば、ただちに判決にしたがって罪を謝すべきところだった。

ところが会社はその災害責任を反省するどころか、判決をふみにじってその日のうちに控訴。そのため二審の福岡高裁の法廷に、そのままもちこまれ、争いが継続することになったもの。

さて第一回公判で、控訴人（会社側）として一審判決の取り消しを求める控訴状を陳述し、同時にその論拠を述べた第一回準備書面を提出した。

一審における原告の主張を誤まって受けとり、また不完全に摘示しているから、より正確を期すために会社側の主張を明らかにし、かたがた事故の結果だけを見ながら責任を認め、上村個人の明らかな過失は認めないなどの原判決の理由に対する不服などの点を明らかにしよう、というのがその内容になっている。

これに対し被控訴人（一審原告）側として、「会社側の控訴をただちに棄却する判決」を求めた答弁書を陳述した

この日の公判にかけつけた約百人の傍聴者もあきれていたが、次回公判は十月十六日午前十時から福岡高裁で。

今後は証拠で争う

会社側はひき延ばし画策

三池大災害裁判 第九回公判

かねて福岡地裁で進行している三池大災害裁判（損害賠償請求事件は、この十四日九回目の公判を迎えたが、この日も二百人もの傍聴者が詰めかけて、この裁判に対する世の関心がなみなみならぬことをつきつけた。

この日は原告側から第三回準備書面と、三池大爆発の原因関係や遺族・CO患者の被災後の状況をつぶさに語る新聞切り抜きなどの書証を提出。

右のうち準備書面は特に、会社が申したてできた時効についての疑義についてふれ、恐るべき損害は今もなお継続している確たる現実とともに、それだけに三井鉱山の加害の度合いがいかに許すことのできない違法なものであるか、ということを述べたもの。

ともあれ原告としては、すでに証拠によって事実を明らかにしてゆく段階がきたところから。積極的に法廷闘争を前進させてゆく決意であるが、裁判所もまたほぼ原告側の主張を了として法廷を維持してゆくことにつとめている。

ところが被告の会社側は、「原告の主張に対し、なお反論を必要としており、会社として主張したいことがいっぱいある。証拠調べはまだ早い」、となおいたずらな抵抗をつづけている。

それでも裁判官としては、「なお主張点があれば準備書面として出してもらって、今後は証拠調べと並行してやってゆく」と、積極的なかまえを見せている。

ところでこの裁判の今後の歩みは、ひとまず次のようにきまった。

十月六日午前十時から、第十回公判。口頭弁論。

十一月七日、爆発現場検証。

十二月十二日、第十一回公判。

房村早大教授の証言。

来年一月二十三日、第十二回公判。

なお、この日傍聴にかけつけたのは三池労組組合員、主婦会員、太洋デパート火災裁判原告、山野災害遺族会、社青同など各方面の人びとだった。

× × ×

筆者は遺族会の会長びとを中心に、約八十人くらいつめかけていました。

思い出したその日の恐ろしい光景

太洋デパート火災裁判 第八回公判を傍聴して

松生 溝口

私は三日熊本地方裁判所で開廷しました、太洋デパート火災裁判第八回公判に、石原さん、後藤さんと三人、三池原告団代表として参加し、うしろの方から傍聴しました。

この日は男女各一名づつ証言がありましたが、特に男の人は清水建設の作業員で、昭和三十七年から勤務してきたとのことでした。

同デパートの火災は昭和四十八年十一月二十七日で、この人は当時太洋デパートでコンクリートをうつための枠張り作業をしていたのだそうです。

それは、太洋デパートと桜井総本店とをつなぐ工事の一つで、六階まで通ずる階段の工事にあたっていたわけです。次は、その人の証言です。

弁護士　はじめから火事と思いましたか。

証　人　最初は火事とは思いませんでした。鉄骨のところから女の人が二、三人、次に六階の窓から煙が出たので火事だと思いました。そしてデパートの四カ所に七メートルの板を立てかけて平行に並べ、ロープを使って屋上の人を救助しました。

四十歳くらいの女の人がロープをつたっておりるので、両方の手のひらの皮が全部なくなってしまっていました。

そのとき自分は、呼吸が苦しくなりませんでした。

弁護士　ハシゴ車は、わかりましたか。

証　人　ハシゴ車の先端はわかりませんでした。

その後清水建設の事務所に帰りましたが、水野さんがいませんでしたので、再び火事現場にひっ返しました。

弁護士　そのときはどうでしたか。

証　人　電気が消えて、なかは真っ暗でした。地下足袋も熱くてたまりませんでした。

現場では、ちょうど火葬場で人の焼けるにおいを感じました。はじめは二、三十人の死亡者が居るかと思いました。

証言は、当時の恐ろしい光景をまざまざと思い起こさせました。

なお、傍聴者は遺族や原告の人びとをつきつけた。

お礼

私たちの裁判の公判のたびに、各地のCO患者、遺族守る会や社青同、さらには各級労働組合組織そのほかたくさんの方に傍聴にきていただいております。公私ご繁忙のなかでのご支援に対し、心からお礼を申し上げます。

山野炭鉱の災害の恐ろしさを報道したその頃の新聞。
恐ろしい記憶がよみがえる。

会社の刑事責任を問う道はないものか？

山野災害判決について

原告団長　小川紘志

死者二百三十名、重軽傷者二十九名、という三池大災害に次ぐ犠牲者を出しました昭和四十年六月一日の山野炭鉱ガス爆発の、会社側の刑事責任を追及してきた福岡地方裁判所の小川宣夫裁判長は、六月三十日の判決で――

「火源は杉谷一卸巻場にあった電磁開閉機のスパークによるものだ」

と断定。

会社側の保安サボによるガス爆発であることを認めて、当時の保安関係者四名に対し、〝業務上過失致死傷罪〟を摘用。さらに山野炭鉱に対しても「十八万円の罰金を支払へ」と、判決をいいわたしました。

私はこの判決を知りますと、十年前の山野災害当時、あの大牟田労災病院で、療友たちとテレビの前にかじりつき、「三池と同じことが、山野でまたくり返されているゾ」と、ぶるぶる怒りに身をふるわし、こぶしをにぎりしめ、そして「こんなことでは、CO患者の自分たちも安心して療養できない」と翌日抗議集会を開き、「第二、第三の三池・山野の災害をくり返させるな。三池災害生き残りとして、この人間の尊いいのちが再び資本家どもの手に奪われないために、あらゆる困難を克服し、いのちをかけてたたかうことを誓う」、と決議したことを思い出しました。

その間被告＝三井鉱山は、「責任はないが、会社の施設内で起きた事故なので、道義的責任を感じ、可能なかぎり補償と援護措置を行ってきた。千歩ゆずって会社に責任があるとしても、法律的に時効だ」と主張し、クロをシロでいい通そうとしています。

このような、会社側の見にくい策謀に対して、第十回公判以降は具体的証拠をもって、会社側の犯罪性をバクロしてゆくことになりますが、でも何かひどくもの足りなさを感ぜずにはいられません。

水俣病患者の皆さんのように、私たちも加害者を告訴して、会社の刑事責任をはっきりさせる道はないものだろうか、真剣に考えさせられているところです。

山野災害から十年。四大公害裁判の勝利をはじめ、いのちと権利を守る闘いは全国的に広がり、本年三月一日の上村裁判の判決や水俣病患者の、チッソ会社告訴の受理など、司法反動化の強まるなかにもかかわらず、勇気ある正義の裁判官たちが育っていることをたのもしく思っています。

しかし同時に、三池における一一、九炭じん大爆発や九・二八坑内火災などの大災害に対する刑事責任が、「不起訴」ということで免罪されていることは、どうしてもがまんできないのです。

私たちは三井鉱山の大爆発責任を追及するため裁判を起こし、すでに九回も公判を積み重ねてきました。